

証券コード 6467
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地
株式会社 ニチダイ
代表取締役社長 伊藤直紀

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第59期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://www.nichidai.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第59期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・法令及び当社定款第15条の規定に基づき「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイトに記載しておりますので、株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会ご出席者へのご来場記念品はご用意しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月25日(木曜日)午前10時

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日)午後6時まで

書面(郵送)による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2026年6月24日(水曜日)午後6時到着分まで

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年6月24日（水曜日）午後6時までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネットによる議決権行使または議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び安定した配当の維持等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は18,062,828円となります。

また、これにより中間配当金2円と合わせまして、年間配当金は1株につき金4円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において協議・検討の結果、妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	伊藤直紀 (1982年10月19日生) 再任	2016年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員（現任） 当社経営企画室長 2019年6月 当社取締役副社長 当社経営企画室長 2020年4月 当社取締役副社長 当社管理統括本部長 当社経営企画室長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）	40,805株
(取締役の候補者とした理由) 2019年から取締役副社長として、代表取締役社長の経営の執行を補佐し、中期経営計画を実行してきた経験と知見を有し、2021年4月より当社代表取締役社長としてリーダーシップを発揮して、経営戦略の策定や実行に尽力し、取締役としての職務を適切に執行していることから、引き続き、取締役候補者とさせていただきます。			
2	大塚昌彦 (1969年8月17日生) 新任	2025年6月 ニチダイフィルタ株式会社入社 営業技術本部長 2026年4月 ニチダイフィルタ株式会社 代表取締役社長（現任）	12,355株
(取締役の候補者とした理由) 前職において上場製造業での経営経験を有しており、2025年6月にニチダイフィルタ株式会社へ入社以来、事業拡大及び組織運営の両面において重要な役割を果たしております。2026年4月からは同社代表取締役に就任し、事業運営全般を統括しております。これらの豊富な経営及び事業運営の経験は、当社が直面する事業環境の変化や中期経営戦略を踏まえた経営体制の強化に資するものであると判断したことから、新たに取締役候補者とさせていただきます。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（本招集ご通知19頁）に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレの落ち着きを背景に一部で回復の動きが見られたものの、通商政策や関税措置を巡る不透明感に加え、中国経済の減速や地政学的リスクの影響もあり、先行き不透明な状況が継続いたしました。わが国経済においては、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善が下支えとなったものの、物価上昇に伴う個人消費の伸び悩みなどにより、景気回復は緩やかなものとなりました。

このような経営環境のもと、当社グループの主要顧客である日系自動車産業では、需要の回復は限定的にとどまりました。電動化の進展は継続しているものの、欧州及び米国における電気自動車市場の拡大ペースには鈍化が見られます。一方で、ハイブリッド車やプラグインハイブリッド車の需要は堅調に推移しており、市場は依然として過渡期にあります。国内においては、自動車生産は回復傾向にあるものの、生産体制の見直しや在庫調整の動きが継続しており、当社グループを取り巻く事業環境は、引き続き不透明かつ厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当期における連結業績は、売上高は109億9千2百万円（前年同期比5.3%減）となりました。損益面では、減収により売上総利益が減少したことに加え、売上構成比の変化があり各種コストの抑制に努めたものの、営業損失は4億8百万円（前年同期は1億5千3百万円の営業利益）、経常損失は4億4千6百万円（前年同期は1億8千5百万円の経常利益）となりました。

また、精密部品事業における収益性見直しに伴う固定資産の減損処理を行ったことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は7億5千4百万円（前年同期は5千6百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

金型事業におきましては、国内・海外向けともに顧客における在庫調整等の動きが継続した影響により、全体として販売が伸び悩み減収となりました。その結果、売上高は44億6千7百万円（前年同期比8.1%減）となりました。

また、減収による粗利減に加え、材料コストの増加などの影響により、経常損失は2億9千2百万円（前年同期は1億3千3百万円の経常利益）となりました。

精密部品事業におきましては、国内では主要顧客の需要が減少しました。一方、海外向けでは一部地域において需要回復の動きが見られたものの、国内の減少分を補うには至らず、全体として減収となりました。その結果、売上高は42億4千4百万円（前年同期比2.8%減）となりました。

また、減収による粗利減により、経常損失は2億2千万円（前年同期は1億1千9百万円の経常損失）となりました。

フィルタ事業におきましては、国内向けは特需案件の反動減があり、また、海外向けはタイ子会社再編に伴う一時的な需要減により、減収となりました。その結果、売上高は22億8千万円（前年同期比4.1%減）となりました。

また、減収による粗利減に加え、タイ子会社再編等に伴う一時的な影響などにより経常利益は6千6百万円（前年同期比61.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は9億2千8百万円であり、その主なものは金型事業、フィルタ事業用設備の更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金及び自己資金により充たいたしました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2022年度)	第57期 (2023年度)	第58期 (2024年度)	第59期 (当連結会計年度) (2025年度)
受 注 高 (百万円)	10,520	11,835	11,540	11,188
売 上 高 (百万円)	10,847	11,323	11,602	10,992
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△65	64	185	△446
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△484	44	56	△754
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△53円55銭	4円97銭	6円24銭	△83円50銭
総 資 産 (百万円)	15,374	15,187	15,173	13,982
純 資 産 (百万円)	11,301	10,895	11,170	10,757
1株当たり純資産額	1,121円18銭	1,153円08銭	1,211円15銭	1,170円64銭

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
ニチダイフィルタ株式会社	30,000千円	100.0%	各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
NICHIDAI(THAILAND)LTD.	423,340千バーツ	100.0% (14.0%)	精密部品の組立及び製造・販売 焼結金属フィルタの製造・販売
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION	200千ドル	100.0%	精密鍛造金型の販売
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.	4,500千バーツ	46.7%	精密鍛造金型の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社であります。
2. THAI SINTERED MESH CO.,LTD. は、2025年7月1日にNICHIDAI(THAILAND)LTD.を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
3. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当連結会計年度における世界経済は、通商政策や地政学的リスク、中国経済の減速などにより先行き不透明な状況が続いております。当社グループの主要顧客業界である日系自動車産業では、需要の回復は限定的にとどまり、生産体制の見直しや在庫調整の動きが継続しております。

また、自動車産業における電動化シフトは市場の成長には一服感も見られるものの、次世代自動車に向けた技術開発は加速しており、当社を取り巻く経営環境が進展しております。

このような状況のなか、当社グループでは、以下の中期経営戦略のもと、次の課題に対処してまいります。

中期経営戦略 「CHANGE ～ニチノバージョン^{※1} 2026～」(2022年4月策定)

① VSOP^{※2}精神での顧客価値創造

イ. 事業の成長と収益力強化

- ・ コア技術の応用と進化による提案力強化
- ・ 顧客視点でのQDC^{※3}最大化

ロ. 新事業の創出とグローバル企業への進化

- ・ シナジーを活用した新分野への探索と挑戦
- ・ グローバル戦略強化

※1 「ニチダイ」と「イノベーション」を掛け合わせた造語

※2 VSOP：Vitality（活気・生命力）、Specialty（専門性・技術）、Originality（独創性・創意）、Passion（情熱）の頭文字。当社の創業から受け継がれている精神。当社の経営ビジョンに含まれている。

※3 QDC：Quality（品質）、Delivery（納期）、Cost（コスト）の頭文字。当社は差別化戦略をとっていることから、QDCの順に表記している。

- ② 社員が輝き続ける会社づくり
- イ. 社員の成長、会社の成長を喜ぶ相互関係の構築
 - ・挑戦を歓迎する仕組みづくり
 - ・組織風土改革
 - ロ. 社員が誇れる企業への成長
 - ・ダイバーシティの推進
 - ・健康経営の実現

- ③ 持続可能な社会への貢献
- イ. 社会から必要とされ、選ばれる企業へ
 - ・技術による社会課題の解決
 - ・ESG^{*4}経営の推進
 - ロ. 次世代社会への貢献
 - ・環境に配慮したものづくり改革
 - ・サステナブル社会への取組み

※4 ESG：Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字

課題①【顧客への貢献度を高める活動の強化】

当社グループを取り巻く環境は、自動車産業における電動化シフト、貿易政策・サプライチェーンの変化など、大きな変革期への対応が課題となっております。

そのため、従来から実践しているコア技術の応用と進化による提案力をさらに推進し、お客様の求めるQDCへの対応を強化し、付加価値を最大化する活動を推進してまいります。

- ・技術営業のさらなる推進
- ・QDCへの対応強化
- ・海外拠点改革による顧客対応力強化

課題②【成長戦略推進】

収益基盤となる既存事業の強化を図るとともに、環境の変化に合わせた成長戦略を進めていくことが課題となっております。

そのため、グローバル市場への積極的活動、新事業・新分野への進出、新規品の獲得に向けた活動を強化してまいります。

- ・新たな事業領域・製品領域への展開（鍛造DX等）
- ・自動車業界以外への拡販強化
- ・グローバル展開の加速と海外拠点の競争力強化

課題③【魅力ある職場環境づくり】

昨今の労働市場を取り巻く環境の変化により、多様な働き方への対応や、労働力人口の減少に対する対応が課題となっております。

そのため、IT活用を含めた社員の成長支援の拡充、働きやすい職場づくりのさらなる施策など人的資本経営への取組みを強化してまいります。

- ・社員の成長を支援する機会の充実
- ・健康経営の推進と多様な働き方支援
- ・組織全体での相互理解を深めるコミュニケーションの促進

課題④【地域貢献を含む、持続可能な社会に向けた活動強化】

当社グループでは、ステークホルダーから必要とされ、選ばれる企業となるという目的に向けて、社会の一員として持続可能な社会への貢献を推進していくことが課題となっております。

このような認識のもと、当社グループでは、執行役員会において特定したマテリアリティの優先付けを実施するとともに、CO₂排出量の見える化を進め、削減活動に向けた目標値の策定を推進してまいりました。また、ISO14001認証を取得し、環境マネジメント管理体制の強化にも取り組んでおります。

今後も、地域社会との共生を重視し、環境・社会に配慮した事業活動を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取組みを一層強化してまいります。

- ・CO₂排出量削減への取組み
- ・環境マネジメント体制の高度化
- ・地域社会との連携を通じた社会貢献

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

精密金型の開発・製造・販売

精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売

各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売

精密部品の組立及び開発・製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

《当社》

本 社：京都府京田辺市薪北町田13番地

営業所：熊谷営業所 (埼玉県熊谷市)

浜松営業所 (浜松市中央区)

名古屋営業所 (名古屋市名東区)

京都営業所 (京都府綴喜郡宇治田原町)

岡山営業所 (岡山市北区)

熊本営業所 (熊本市東区)

工場：宇治田原工場 (京都府綴喜郡宇治田原町)

京田辺工場 (京都府京田辺市)

《ニチダイフィルタ株式会社》

本 社：京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺塩谷14番地

工場：宇治田原工場 (京都府綴喜郡宇治田原町)

《NICHIDAI(THAILAND)LTD.》

本社・工場：700/882 Moo 5, Tb. Nhongkakha

Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI ASIA CO.,LTD.》

本 社：700/882 Moo 5, Tb. Nhongkakha

Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI U.S.A. CORPORATION》

本 社：1446 Reynolds Road, Suite 303, Maumee, OH, 43537, USA

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
596名	43名減

(注) 従業員数には、臨時雇用者(期中平均8名)は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
344名	6名増	42.3歳	17.6年

(注) 従業員数には、臨時雇用者(期中平均5名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	822,240
株式会社京都銀行	627,805

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,053,300株
 (3) 株主数 4,595名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 ジ ャ ス ト	883	9.78
田 中 克 尚	474	5.26
ニ チ ダ イ 従 業 員 持 株 会	376	4.16
中 棹 知 子	282	3.13
永 井 詳 二	270	2.99
古 屋 啓 子	252	2.80
株 式 会 社 S B I 証 券	235	2.61
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	217	2.41
高 見 千 秋	154	1.71
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	154	1.71

(注) 持株比率は自己株式 (21,886株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	8,310	2

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤直紀	執行役員
取締役	中村篤人	ニチダイフィルタ株式会社 代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	山根隆義	
取締役(監査等委員)	竹田千穂	弁護士 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー 京阪神ビルディング株式会社 社外取締役 ダイハツインフィニアース株式会社 社外取締役 永大産業株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	黒田健	公認会計士・税理士 黒田健公認会計士・税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)竹田千穂氏及び取締役(監査等委員)黒田健氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
社外取締役の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役(監査等委員)竹田千穂氏及び取締役(監査等委員)黒田健氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員を除く)、執行役員からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、山根隆義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2025年6月24日開催の第58期定時株主総会において、黒田健氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役(監査等委員)黒田健氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2025年6月24日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって、陰地弘和氏が監査等委員である取締役を任期満了により退任いたしました。

7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	雨 崎 裕 司	精密部品事業本部長
執 行 役 員	下 岡 健 二	金型事業本部長
執 行 役 員	酒 井 学	経営管理本部長 経営管理本部 人事総務・IT部長
執 行 役 員	藤 田 博 文	経営戦略・新事業開発室長 NICHIDAI U.S.A. CORPORATION社長

8. 2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
中 村 篤 人	取締役 ニチダイフィルタ株式会社 代表取締役社長	取締役 ニチダイフィルタ株式会社
酒 井 学	執行役員 経営管理本部長 人事総務・IT部長	執行役員 経営管理本部長 経営企画部長
藤 田 博 文	執行役員 経営戦略・新事業開発室長 NICHIDAI U.S.A. CORPORATION 社長	執行役員 事業成長戦略室長 NICHIDAI U.S.A. CORPORATION 社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）山根隆義氏、竹田千穂氏及び黒田健氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行にかかる行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求が提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反等、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。）、その保険料の全額は当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、短期的な業績に連動した報酬ではなく、中長期的な視点で業務執行を可能とすることを基本方針とし、職責の重要度や貢献度により算定する固定報酬と、会社業績（営業利益、経常利益などを総合的に考慮します。）とそれぞれの取締役の役割や職務執行状況に連動する業績連動報酬及び企業価値向上への貢献意欲を高める中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成します。

報酬の種類は、金銭報酬（固定報酬、業績連動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）とします。

業績連動報酬は、金銭報酬及び非金銭報酬を含めた全ての報酬の合計額の5分の1を超えない額に設定します。固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給します。

非金銭報酬（株式報酬）は、中長期インセンティブ報酬として普通株式（譲渡制限付株式）を付与するもので、金銭報酬及び非金銭報酬を含めた全ての報酬の合計額の5分の1を超えない額に設定し、原則として毎年一定の時期に、取締役会決議に基づき付与します。

なお、監査等委員である取締役の報酬は業績に連動せず、監査等委員の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。また、当該報酬等の額の範囲内で、2025年6月24日開催の第58期定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は2名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬額については、株主総会で決定した報酬総額、取締役会で決定した基本方針の範囲内で、取締役会の委任を受けた代表取締役社長執行役員伊藤直紀が決定しております。当該権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。代表取締役社長が決定した個人別の報酬額については、監査等委員会が報告を受けて協議し、取締役会に提言することで、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、2026年3月25日の取締役会決議にて、取締役会で選定された独立社外取締役を含む委員3名以上で構成される任意の「指名・報酬委員会」を、2026年4月1日付で取締役会の諮問機関として設置することとなりました。それに伴い、取締役（監査等委員を除く）の個別報酬を決議するために必要な基本方針および手続等の制定、変更、廃止、ならびに取締役（監査等委員を除く）の報酬等（株主総会決議事項である報酬限度額を含む。）に関する事項については、指名・報酬委員会での審議に基づく取締役会への答申を十分尊重の上で、取締役会にて決定されることとなる予定です。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	36,304	34,054	—	2,249	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	9,640	9,640	—	—	1
社外取締役(監査等委員)	7,200	7,200	—	—	3

(注) 上記には、2025年6月24日開催の第58期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役(監査等委員) 1名を含めております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
17頁の「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役(監査等委員) 竹田千穂	当事業年度に開催された取締役会には、13回開催中すべて、また監査等委員会には、13回開催中すべてに出席しております。弁護士として、企業法務に関する豊富な経験(学識・専門知識)を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会、監査等委員会及び経営会議において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
取締役(監査等委員) 黒田健	2025年6月24日就任以降、取締役会には、10回開催中すべて、また監査等委員会には、10回開催中すべてに出席しております。公認会計士として、会計・税務に関する豊富な経験(学識・専門知識)を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、監査等委員会及び経営会議において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けただうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、当社取締役社長が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。
- ② 執行役員の業務執行について、取締役会及び監査等委員会は監督を行い、重要な事項については取締役会が意思決定を行います。
- ③ 監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無について、当社グループ会社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
- ④ 当社グループの企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について執行役員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で、各組織におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定を行います。
- ⑤ 当社グループのコンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて取締役会に報告する体制を構築します。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求に対しては、「行動規範」、「グループ倫理規程」に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会に関する文書、取締役会、執行役員会、経営会議、その他重要な会議に関する文書、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）について、「文書管理規程」、「稟議規程」、「情報システム業務管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に則った保存、管理を行います。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に則ったリスク管理体制を整備、構築します。当社グループ会社は、本規程を準用し、当社グループ会社の取締役社長が統括管理を行います。
- ② 当社及び当社グループ会社のリスクを総括的に管理する部門を経営管理本部とし、定期的に各部門内のリスクの評価を行い、改善を図ります。

- ③ 危機発生時には、「リスク管理規程」、マニュアル等に定められた手順に従い、情報収集を行い、重大な危機については対策本部を設置し、対応します。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監督を行います。職務の執行は執行役員（取締役兼務者を含む）が経営基本方針に基づき、役割を分担し効率的な執行ができる体制とします。
- ② 当社取締役会にて承認された当社グループの中期経営計画に基づき、執行役員（取締役兼務者を含む）は、目標達成のために職務を執行し、取締役会はその進捗状況の管理を行います。
- ③ 事業部門を統括する執行役員等で構成された執行役員会を、定期的に又は必要に応じて開催し、当社取締役社長に委任された業務執行上の重要事項について決定を行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的として、必要な事項及びグループ会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行います。
- ② 当社グループ会社の取締役社長は、自社の管理の進捗状況を定期的に経営会議等において報告します。
- ③ 当社グループ会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社の取締役社長が統括管理します。
- ④ 監査等委員会と内部監査室は、当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、グループ会社における適正な業務の運営を維持します。また、引き続き品質管理委員会へ出席し、現状確認・モニタリングを行っております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、監査等委員会事務局所属の使用人を配置します。
- ② 監査等委員会事務局の使用人は、兼任とするが複数を置き、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。
- ③ 監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。

- ④ 監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。

(7) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実及びそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員に回覧します。
- ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告します。
- ④ 当社グループは、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱を行うことを禁止します。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社取締役社長は監査等委員会に定期的に出席し、監査等委員との間で意見や情報の交換ができる体制とします。
- ② 内部監査室は監査等委員との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けられることができる体制とします。
- ③ 監査等委員は会計監査人とWEB会議を含む定期的な意見交換等を通じて、緊張感のある協力関係の下で適切な連携を図る体制とします。また、監査等委員が子会社の監査役と円滑に連携できる体制とします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

当社は、当社グループの「経営理念」・「経営ビジョン」・「行動基準」・「行動規範」を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方、企業行動規範について、イントラネットへの掲載、ステートメントカード等の配布、教育等を通じて周知しております。

また、法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報の窓口を内部監査室及び弁護士事務所に設置し、イントラネットへの掲載、教育等を通じて、内部通報制度の周知徹底を図っております。

コンプライアンス教育については、従前より進めている階層教育の一環として、実施しております。

リスク管理については、執行役員会において特定したマテリアリティに関するリスク及び機会の識別・評価を実施し、その結果に基づき実行計画を策定のうえ、適切な対策を着実に推進しております。

情報セキュリティについては、従業員に向けたサイバー攻撃対策の注意喚起や講習会等を実施するとともに、標的型メールに対する訓練とセキュリティ教育を行い、機密情報流出の未然防止に向けた取組みを継続的に行っております。

当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名（内1名は取締役兼務）で構成されております。執行役員会は、子会社社長（取締役兼務）も出席のうえ毎月開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めており、執行役員会で決議された事項は、速やかに取締役会に報告しております。

当社及び当社グループ会社に係るリスクに対しては、毎月開催される経営会議（当社及び当社グループ会社の役員等で構成）にて報告を行い、各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な案件については、執行役員会に諮り審議しております。

取締役会は、監査等委員3名（内2名は社外取締役）を含む取締役5名で構成され、毎月開催される取締役会では、各議案についての審議、業務遂行の状況の監督を行い、同日開催される経営会議と併せ、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

また、当社グループ会社に対しては、当社より役職員を派遣、出向、又は兼務させることに加え、経営会議にて当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

これら重要な会議の開催にあたっては、WEB会議の利用を促進することで、職務執行のさらなる効率化を図っております。

監査等委員は、取締役会、経営会議、各事業会議等の重要な会議への出席等を通じ、又は直接のヒアリングを通じて、取締役、執行役員及び部門責任者等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,768,846	流 動 負 債	2,850,542
現金及び預金	2,245,815	買掛金	643,586
受取手形	53,690	短期借入金	1,200,000
売掛金	1,826,160	一年内返済予定の長期借入金	188,900
電子記録債権	616,951	リース債務	10,146
商品及び製品	697,998	未払法人税等	28,595
仕掛品	673,699	賞与引当金	172,834
原材料及び貯蔵品	319,415	その他	606,479
その他	335,113		
固 定 資 産	7,213,656	固 定 負 債	374,336
有 形 固 定 資 産	5,742,194	長期借入金	61,145
建物及び構築物	1,838,549	リース債務	21,918
機械装置及び運搬具	1,304,751	繰延税金負債	203,202
工具、器具及び備品	445,640	退職給付に係る負債	83,460
土地	1,892,012	その他	4,610
リース資産	204,701		
建設仮勘定	56,539	負 債 合 計	3,224,879
無 形 固 定 資 産	391,958	純 資 産 の 部	
電話加入権	2,723	株 主 資 本	8,579,389
ソフトウェア	143,056	資本金	1,429,921
ソフトウェア仮勘定	5,623	資本剰余金	1,141,590
リース資産	240,555	利益剰余金	6,016,053
投資その他の資産	1,079,503	自己株式	△8,175
投資有価証券	92,922	その他の包括利益累計額	1,993,176
退職給付に係る資産	921,473	その他有価証券評価差額金	26,682
繰延税金資産	18,052	為替換算調整勘定	1,587,152
その他	47,055	退職給付に係る調整累計額	379,341
		非支配株主持分	185,057
		純 資 産 合 計	10,757,623
資 産 合 計	13,982,503	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,982,503

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,992,897
売上原価	9,190,390
売上総利益	1,802,506
販売費及び一般管理費	2,211,045
営業外損失	△408,538
営業外収益	47,672
受取利息	18,052
受取配当金	922
受取保険金及び保険配当金	5,634
受取補償金	12,959
その他の	10,103
営業外費用	85,311
支払利息	14,869
為替差損	67,874
投資事業組合運用損	1,191
その他の	1,376
経常損失	△446,177
特別利益	4,748
特別損失	325,383
固定資産売却益	4,748
固定資産除却損	6,353
減損	235,912
事業再編費用	82,417
会員権売却損	700
税金等調整前当期純損失	△766,812
法人税、住民税及び事業税	33,214
法人税等調整額	△9,021
当期純損失	△791,005
非支配株主に帰属する当期純損失	△36,861
親会社株主に帰属する当期純損失	△754,143

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,429,921	1,141,590	6,824,568	△1,285	9,394,793
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△54,267		△54,267
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△754,143		△754,143
自 己 株 式 の 取 得				△9,993	△9,993
自 己 株 式 の 処 分		△104		3,104	2,999
利益剰余金から資本剰余金への振替		104	△104		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△808,515	△6,889	△815,404
当 期 末 残 高	1,429,921	1,141,590	6,016,053	△8,175	8,579,389

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	13,691	1,326,701	227,062	1,567,455	208,153	11,170,402
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△54,267
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△754,143
自 己 株 式 の 取 得						△9,993
自 己 株 式 の 処 分						2,999
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,991	260,451	152,279	425,721	△23,095	402,625
当 期 変 動 額 合 計	12,991	260,451	152,279	425,721	△23,095	△412,778
当 期 末 残 高	26,682	1,587,152	379,341	1,993,176	185,057	10,757,623

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 ニチダイフィルタ株式会社
NICHIDAI(THAILAND)LTD.
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION

② 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当社の連結子会社であったTHAI SINTERED MESH CO.,LTD. は、NICHIDAI(THAILAND)LTD. を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社3社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社1社の事業年度の末日は3月31日であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品
金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- 精密鍛造品・
アッセンブリ品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- | | |
|-------|--|
| フィルタ | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 原材料 | ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 7年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～10年 |
- ロ. 無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
- ハ. 所有権移転外リース資産 当社及び国内連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の受渡条件が履行された時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。
- ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。
- サービスに係る収益は、主に設備の正常稼働確認等であり、顧客とのサービス提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の条件が履行された時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の条件が履行された時点で収益を認識しております。
- なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ・グループ通算制度の適用
当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。
また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,742,194千円
無形固定資産	391,958千円
減損損失	235,912千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループには、金型事業、精密部品事業及びフィルタ事業がありますが、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている、各事業を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、売却予定資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候が認められる資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当連結会計年度においては、精密部品事業の一部の資産グループについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、当該資産グループに対して減損の兆候を識別し235,912千円の減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積もっており、事業計画の主要な仮定は、市場動向やそこから生じる得意先からの将来の受注予測になります。

上述の見積りの仮定は不確実性を伴うため、市場環境等の変化により、見積りの前提とした事業計画の主要な仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前の金額）	117,411千円
------------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産を計上するにあたり、繰延税金資産の回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得及びタックスプランニング等に基づき判断しております。

将来課税所得は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積っており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	385,474千円
土地	1,488,224千円
計	1,873,698千円

(注) なお、上記の他在外連結子会社の電力料保証金として差し入れている定期預金が11,187千円あります。

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	250,045千円
短期借入金	849,955千円
計	1,100,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,381,862千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

セグメント	場所	用途	種類	減損損失（千円）
精密部品事業	京都府綴喜郡宇治田原町	事業用資産	機械装置及び運搬具	137,172
			建設仮勘定	80,532
			工具、器具及び備品等	18,207

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは事業用資産につきましては、報告セグメントの区分に基づきグルーピングを行っております。また、売却予定資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

京都府綴喜郡宇治田原町所在の精密部品事業の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,053,300株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,196株	28,000株	8,310株	21,886株

(注) 自己株式の数の増加及び減少は、譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	36,204	4	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	18,062	2	2025年9月30日	2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,062	2	2026年3月31日	2026年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	61,842	61,842	－
資産計	61,842	61,842	－
長期借入金(一年以内返済予定額 を含む)	250,045	247,614	△2,430
負債計	250,045	247,614	△2,430

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は31,080千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	61,842	－	－	61,842
資産計	61,842	－	－	61,842

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(一年以内返済予定額を含む)	—	247,614	—	247,614
負債計	—	247,614	—	247,614

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	金型	精密部品	フィルタ	
売上高				
日本	3,080,627	2,303,115	1,538,465	6,922,208
タイ	630,589	1,941,623	88,467	2,660,680
その他	756,617	—	653,391	1,410,008
顧客との契約から生じる収益	4,467,834	4,244,738	2,280,324	10,992,897
外部顧客への売上高	4,467,834	4,244,738	2,280,324	10,992,897

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）	
	期首残高	期末残高
契約負債	6,182	50,652

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,170円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △83円50銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,344,771	流動負債	3,584,730
現金及び預金	749,449	買掛金	376,510
受取手形	52,796	短期借入金	2,413,659
売掛金	1,123,796	1年内返済予定の長期借入金	188,900
電子記録債権	358,776	リース債務	5,428
製品	458,566	未払金	392,270
原材料	53,600	未払法人税等	18,362
仕掛品	388,188	未払消費税等	14,121
貯蔵品	31,713	預り金	3,070
未収入金	81,275	賞与引当金	146,077
前払費用	29,866	その他	26,329
その他	16,740		
固定資産	6,154,437	固定負債	92,262
有形固定資産	3,609,129	長期借入金	61,145
建物	986,392	リース債務	12,040
構築物	128,502	繰延税金負債	19,077
機械及び装置	589,501		
車両運搬具	1,992		
工具、器具及び備品	77,562		
土地	1,632,394		
リース資産	191,395		
建設仮勘定	1,388		
無形固定資産	344,383		
電話加入権	2,723		
ソフトウェア	101,104		
リース資産	240,555		
投資その他の資産	2,200,925		
投資有価証券	92,922		
関係会社株式	1,784,489		
出資金	5		
前払年金費用	308,678		
会員の権	6,150		
その他	8,680		
資産合計	9,499,208	負債合計	3,676,993
		純資産の部	
		株主資本	5,795,532
		資本金	1,429,921
		資本剰余金	1,192,857
		資本準備金	1,192,857
		利益剰余金	3,180,929
		利益準備金	55,000
		その他利益剰余金	3,125,929
		別途積立金	2,830,000
		繰越利益剰余金	295,929
		自己株式	△8,175
		評価・換算差額等	26,682
		その他有価証券評価差額金	26,682
		純資産合計	5,822,215
		負債・純資産合計	9,499,208

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,475,309
売上原価	5,614,124
売上総利益	861,185
販売費及び一般管理費	1,250,250
営業損失	△389,065
営業外収益	90,872
受取利息	155
受取配当金	36,328
為替差益	11,377
受取ロイヤリティ	25,916
その他	17,094
営業外費用	26,811
支払利息	24,273
投資事業組合運用	1,191
その他	1,346
経常損失	△325,005
特別利益	399
固定資産売却益	399
特別損失	237,138
減損損失	235,912
固定資産除却損	1,226
税引前当期純損失	△561,744
法人税、住民税及び事業税	△14,280
法人税等調整額	△3,267
当期純損失	△544,195

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	—	1,192,857	55,000	2,830,000	894,496	3,779,496	△1,285	6,400,989
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△54,267	△54,267		△54,267
当 期 純 損 失							△544,195	△544,195		△544,195
自己株式の取得									△9,993	△9,993
自己株式の処分			△104	△104					3,104	2,999
利益剰余金から資本剰余金への振替			104	104			△104	△104		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△598,567	△598,567	△6,889	△605,456
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	—	1,192,857	55,000	2,830,000	295,929	3,180,929	△8,175	5,795,532

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	13,691	13,691	6,414,680
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△54,267
当 期 純 損 失			△544,195
自己株式の取得			△9,993
自己株式の処分			2,999
利益剰余金から資本剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,991	12,991	12,991
当期変動額合計	12,991	12,991	△592,464
当 期 末 残 高	26,682	26,682	5,822,215

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ 棚卸資産
- ・製品、仕掛品
金型 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・精密鍛造品・
アッセンブリ品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 31年～50年 |
| 機械及び装置 | 9年～10年 |
- ② 無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。
- ③ 所有権移転外リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の受渡条件が履行された時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の受渡条件が履行された時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

サービスに係る収益は、主に設備の正常稼働確認等であり、顧客とのサービス提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約上の条件が履行された時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、契約上の条件が履行された時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② グループ通算制度の適用 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,609,129千円
無形固定資産	344,383千円
減損損失	235,912千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社には、金型事業、精密部品事業がありますが、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている、各事業を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、売却予定資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当事業年度においては、精密部品事業の資産グループについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、当該資産グループに対して減損の兆候を識別し235,912千円の減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは経営者が作成した事業計画を基礎として見積もっており、事業計画の主要な仮定は、市場動向やそこから生じる得意先からの将来の受注予測になります。

上述の見積りの仮定は不確実性を伴うため、市場環境等の変化により、見積りの前提とした事業計画の主要な仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前の金額）	90,426千円
------------------------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はグループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は、通算グループ全体の将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎としております。また、住民税及び事業税に係る繰延税金資産は、当社の将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎として計上しております。

将来課税所得は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積っており、スケジューリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

上述の見積りや仮定には不確実性があり、今後の自動車生産台数の回復状況に加え、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産とその対応債務

① 担保に供している資産

建物	385,474千円
土地	1,488,224千円
計	1,873,698千円

② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	250,045千円
短期借入金	849,955千円
計	1,100,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,257,947千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	134,511千円
短期金銭債務	1,218,138千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

セグメント	場所	用途	種類	減損損失（千円）
精密部品事業	京都府綴喜郡宇治田原町	事業用資産	機械及び装置	137,172
			建設仮勘定	80,532
			工具、器具及び備品等	18,207

② 資産のグルーピングの方法

当社は事業用資産につきましては、事業単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

③ 減損損失の認識に至った経緯

京都府綴喜郡宇治田原町所在の精密部品事業の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

④ 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しております。

(2) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	712,314千円
営業取引（支出分）	73,158千円
営業取引以外の取引（収入分）	61,322千円
営業取引以外の取引（支出分）	9,119千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,196株	28,000株	8,310株	21,886株

(注) 自己株式の数の増加及び減少は、譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	52,870千円
未払事業税	4,311千円
棚卸資産評価損	75,543千円
繰越欠損金	332,417千円
減損損失	166,477千円
その他	48,462千円
繰延税金資産小計	680,082千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△332,417千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△257,239千円
評価性引当額小計	△589,656千円
繰延税金資産合計	90,426千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,270千円
前払年金費用	△97,233千円
繰延税金負債合計	△109,503千円
繰延税金資産の純額	△19,077千円

(2) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NICHIDAI (THAILAND)LTD.	100.0	・役員の兼任 ・当社製品の 販売等	・受取ロイヤ リティー	25,916	・未収入金	5,835
子会社	ニチダイフィルタ(株)	100.0	・役員の兼任 ・工場用地及び 建物の賃貸 ・資金の借入	・資金の借入 ・支払利息	100,000 3,455	・短期借入金	300,000
子会社	NICHIDAI ASIA CO.,LTD.	46.7	・役員の兼任 ・当社製品の 販売等 ・資金の借入	・資金の借入 ・支払利息	913,659 5,963	・短期借入金	913,659

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記会社とのロイヤリティー取引の条件については、両社協議の上で決定しております。

2. 借入の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

644円66銭

(2) 1株当たり当期純損失

△60円25銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 西 原 大 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 木 戸 脇 美 紀
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 西 原 大 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ニチダイ 監査等委員会

常勤監査等委員 山根隆義 ㊟

監査等委員 竹田千穂 ㊟

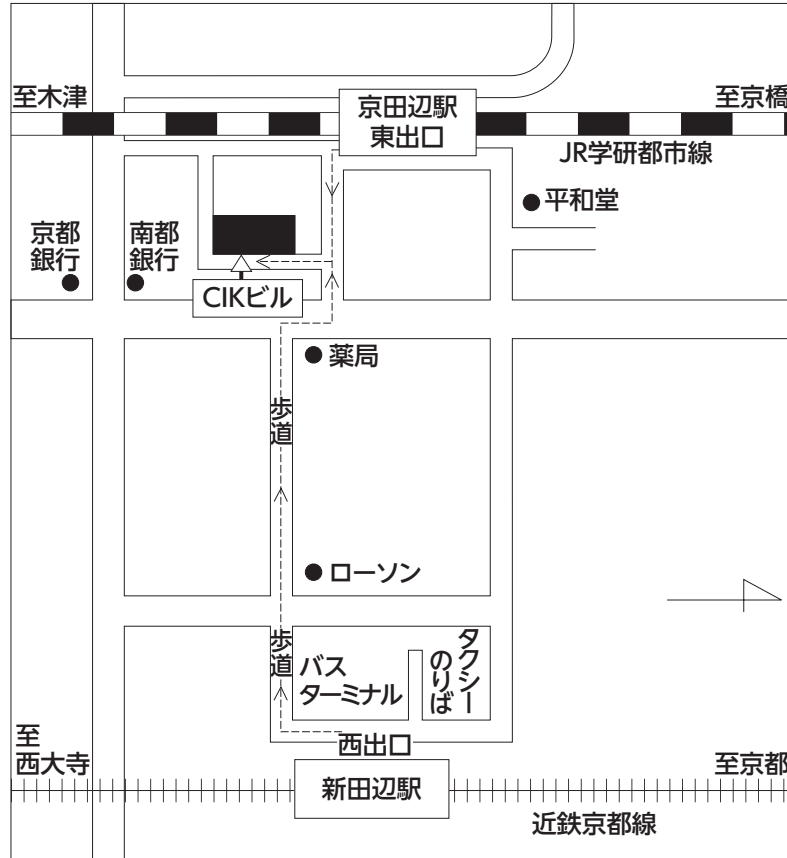
監査等委員 黒田健 ㊟

(注) 監査等委員竹田千穂氏及び黒田健氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル 4階 キララホール



(交通機関) 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分
JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分

株主総会ご出席者へのご来場記念品はご用意しておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。